

# 2026年度愛知県絶滅危惧種等フォローアップ調査委託業務仕様書

## 1 目的

愛知県では、希少野生動植物の保全の基礎となるレッドデータブックを、2019年度に改定した。しかし、希少野生動植物をとりまく状況は日々変化しているため、絶滅のおそれのある種等の現状を的確に把握し、レッドリスト及びレッドデータブックを改定する必要がある。

そのため、レッドリストあいち2025に掲載されている絶滅危惧種等の最新の生息生育情報を収集・解析することを目的とする。

## 2 調査対象地域

愛知県全域とする。

## 3 調査対象種

維管束植物、セン類、タイ類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、クモ類及び貝類のうち、レッドデータブックの改定に向けて生息生育状況を把握する必要のある種80種以上とする（自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例（昭和48年愛知県条例第3号）第35条第1項の規定に基づく指定希少野生動植物種を含む。）。

## 4 業務の実施方法

### （1）調査実施計画書の提出

調査実施にあたり、あらかじめ調査内容、調査スケジュールを記載した調査実施計画書を提出し、愛知県の確認を得ること。

### （2）学識者・NPO調査員等の活用

調査の正確性、効率性を確保するため、愛知県と協議の上、高い専門性やこれまでの情報の蓄積を持つ各分野の学識者・NPOに所属する有識者（NPO調査員）等の協力を得て調査を行い、結果を取りまとめること。

なお、学識者・NPO調査員等への手当、旅費その他必要な経費は、受託者が支払うこと。

## 5 業務の内容

### （1）生息生育状況調査

レッドリスト及びレッドデータブックの改定に向けて生息生育状況を把握する必要のある種を選定し、以下のとおり生息生育状況調査を行うこと。なお、保全が検討

される可能性のある種について学識者等の意見があった場合には、必要に応じて調査を追加して行うものとする。

#### ア 既存資料調査

学識者・NPO 調査員等の協力を得て収集した文献、資料、標本等の既存資料について取りまとめ、電子ファイルに格納すること。

#### イ 現地調査

学識者・NPO 調査員等の協力を得て収集した生育生息情報に基づき現地調査を実施し、その結果を取りまとめ電子ファイルに格納すること。

#### ウ 調査結果の取りまとめ・報告

調査終了後、速やかに調査結果を取りまとめること。報告書本文は「マイクロソフト社：Word（ワード）Windows 版」を用いて作成すること。取りまとめの際には、今後の保全を検討する際の資料にできるようにすること。また、指定希少野生動植物種の追加候補があれば明記すること。

### (2) レッドデータブックの原稿案の作成

生息生育状況調査の結果、今後新たにレッドデータブックに掲載する必要性が高いと判断された種については、学識者・NPO 調査員等の協力を得ながら、「レッドデータブックあいち 2020」に準じた解説文を可能な限り作成すること。

### (3) 指定希少野生動植物種のモニタリング

自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 35 条第 1 項の規定に基づく指定希少野生動植物種から選定して、学識者・NPO 調査員等の協力を得ながら生息生育状況調査を行い、その結果を取りまとめ電子ファイルに格納すること。

### (4) その他の業務

本業務を進めるにあたり、以下の事項を愛知県と調整の上実施する。

- ア 愛知県が学識者等を構成員として設置する「愛知県絶滅危惧種等調査検討会」（以下「検討会」という。）等への出席、検討会配布資料及び議事録の作成
- イ 学識者・専門家・NPO 調査員等へのヒアリングの実施
- ウ 調査実施に伴う関係官庁への申請・届出等の手続き及び手続資料作成
- エ その他必要な事項

## 6 事業の実施期間

契約締結日から 2027 年 3 月 18 日（木）まで

## 7 成果品

調査結果を調査報告書にとりまとめ、愛知県へ次のとおり提出する。

- (1) 調査報告書 3部
- (2) 調査報告書に係る電子ファイル一式 2部

## 8 本業務に関する留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、検討会委員の指導・助言等を受けながら実施する。
- (2) 業務の実施にあたって知り得た情報（調査内容・調査結果等）については慎重に取り扱い、他に漏洩することがないように特に配慮する。
- (3) 業務の実施（特に現地調査において）にあたっては、地元住民等との問題を起こさぬよう十分配慮すること。現地にて当該事象が発生した場合は、愛知県に速やかに報告する。
- (4) 本業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、愛知県に申し出るとともに愛知県と十分協議する。
- (5) 受託者は、本委託によって生じた権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。また、成果品に対し著作権法第17条に規定する著作権が発生する場合は、成果品の引き渡しと同時に愛知県に譲渡すること。ただし、受託者の著作権の行使について、愛知県の承諾又は合意を得た場合はこの限りではない。